改正 平成31年2月27日 令和6年11月28日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大東文化大学(以下「本学」という。)は、本学の専任教育職員(東洋研究所及び書道研究所の専任研究員を含む。特任教育職員、助教及び書道研究所の任期付専任研究員を除く。以下「専任教員」という。)が海外の大学、研究機関等において学術の研究・調査等の活動(以下「研究活動」という。)に従事することにより、研究、教育、教授等の能力の向上を図るため、海外研究員派遣制度を設ける。

(目的)

- 第2条 この規則は、本学の海外研究員派遣制度による派遣等に関し必要な事項について定める。 (適用)
- 第3条 この規則は、本学の専任教員の中で、海外研究員派遣制度による派遣が許可された者に適用 する。

(定義)

第4条 この規則において海外研究員とは、研究、教育、教授等の能力の向上を図るため、本学から 経費の支給を受けて、本学学長(以下「学長」という。)の承認の下に、海外の大学、研究機関等 において専攻する学問分野に関する研究活動に従事する専任教員で、本学の海外研究員派遣制度に より、海外へ派遣される者をいう。

第2章 海外研究員の種類、派遣期間、人数等

(種類及び派遣期間)

- 第5条 この規則における海外研究員は、長期海外研究員及び短期海外研究員の2種とする。
- 2 前項に定める長期海外研究員の派遣期間は、6か月以上1年以内とする。
- 3 第1項に定める短期海外研究員の派遣期間は、3か月以上5か月以内とする。 (給与)
- 第6条 海外研究員には、特別の事由がない限り、学校法人大東文化学園給与規則に定める給与を支給する。ただし、学校法人大東文化学園理事長(以下「理事長」という。)から休職を命じられた海外研究員に対しては、給与の支給を停止する。

(人数)

- 第7条 海外研究員の人数は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 長期海外研究員 8人以内
  - (2) 短期海外研究員 6人以内
- 2 前項各号の規定にかかわらず、それぞれの人数に対して、長期海外研究員への申請者の数がこれ を超過し、短期海外研究員への申請者の数がこれを下回るとき、又は長期海外研究員への申請者の 数がこれを下回り、短期海外研究者への申請者の数がこれを超過したときは、予算の範囲内におい て、申請者が超過する方の人数を増やすことができるものとする。

(研究費)

第8条 海外研究員に対しては、次の各号に掲げる研究費を支給する。ただし、本学及び本学以外の機関・団体等から研究費等の給付を受けるときは、その給付額に相当する額を減額して支給する。

- (1) 長期海外研究員の場合 3,300,000円を限度とする。
- (2) 短期海外研究員の場合 1,700,000円を限度とする。
- 2 前項本文に定める研究費の内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 渡航費

日本から在外研究の拠点となる研究機関が所在する場所の最寄りの国際空港までのエコノミークラスの往復航空運賃の実費額とする。

(2) 滞在費等

長期海外研究員の場合 月額250,000円とする。 短期海外研究員の場合 月額290,000円とする。

(3) その他経費

出張準備のための経費 一律50,000円とする。

- 3 前項各号に定める研究費の支給時期は、特別の事由がない限り、出発の2か月前からとする。
- 4 第14条第2項の規定により、第5条第2項及び第3項に定める派遣期間の延長が認められた場合であっても、研究費の追加支給は行なわない。
- 5 海外研究員が派遣期間を充足しないで帰国したときは、その派遣期間に不足する月数に応じて、 渡航費及びその他経費を除いた分の研究費を月割計算により算出し、これを返還しなければならない。この場合において、月数の算定にあたっては、帰国日が含まれる月を派遣期間とみなすものと する。
- 6 前項の規定は、第16条の規定により海外研究員の派遣を取り消された場合に、これを準用する。 第3章 海外研究員の要件

(要件)

第9条 海外研究員への申請資格を有する者は、申請年度の4月1日時点において、専任教員として本学に3年以上在籍し、かつ70歳定年制適用者にあってはその年齢が満67歳以下、65歳定年制適用者にあってはその年齢が満62歳以下の者とする。

(申請)

- 第10条 海外研究員を希望する者は、所属する組織の長に対し、海外研究員の申込みを行い、前年度の5月末日までに、教授会(国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあっては管理委員会とする。以下「教授会等」という。)の承認を得なければならない。
- 2 前項に定める手続きを経て、本学大学評議会(以下「大学評議会」という。)の承認を得、海外研究員に推薦された者は、前年度の10月末日までに、学長に対して、研究活動に従事する大学、研究機関等からの招聘状を添付のうえ、所定の研究計画書等を提出しなければならない。

第4章 海外研究員の任命等

(任命及び報告)

- 第11条 学長は、前条第2項に定める手続きを経て、海外研究員への申請があった者について、これを命ずる。
- 2 前項の規定により、学長から海外研究員を命じられた者は、定められた期日までに所定の誓約書及び出発届を提出しなければならない。
- 3 学長は、本学の専任教員に対し海外研究員として派遣を命じたときには、遅滞なくその旨を理事 長へ報告するものとする。

(再派遣)

第12条 本学の専任教員が海外研究員として再度の派遣(以下「再派遣」という。)を申請する場合

- は、本学の海外研究員、海外留学者若しくは国内研究員としての派遣期間又は本学の特別研究期間 制度の適用者としての研究期間の最終日の属する年度の末日から再派遣される年度の4月1日ま での間に、次の各号に定める期間を経過していなければならない。
- (1) 長期海外研究員として派遣された者若しくは海外留学者、国内研究員として6か月を超える期間派遣された者又は特別研究期間制度の適用者となった者 8年以上
- (2) 短期海外研究員として派遣された者又は海外留学者、国内研究員として6か月以内の期間派遣された者 5年以上

(新規申請者の優先)

第13条 第10条第1項の規定により教授会等の承認を得た者が、第7条に規定された人数を超過する場合は、原則として新規の申請者を優先するものとする。

第5章 派遣期間の延長等

(派遣期間の延長又は短縮)

- 第14条 海外研究員は、研究、傷病その他の事由により、派遣期間の延長又は短縮の必要が生じたときには、遅滞なくその旨を記載した文書をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の規定により、海外研究員から願い出が提出されたときには、当該海外研究員が所属する教授会等の議を経て、その願い出の諾否について決定し、その結果を当該海外研究員へ通知する。ただし、理由の如何にかかわらず、派遣期間の延長は、申請時の研究計画期間の2倍を超えることができない。
- 3 学長は、第1項の規定による願い出を許可しないことを決定したとき、又は海外研究員から第1項に定める願い出が提出されないときには、理事長に対し休職の申請をすることができる。
- 4 理事長は、学長から前項の規定による休職の申請があったときには、当該海外研究員に対し休職を命ずることができる。この場合において、当該休職命令は、派遣期間の満了日(短縮の場合には帰国日とする。)の翌日から、その効力を生ずるものとする。

(派遣期間中の一時帰国)

- 第15条 海外研究員は、派遣期間中は研究員としての職務に専念し、原則として帰国してはならない。 ただし、海外研究期間中に、特に帰国しなければならない事由が生じたときには、遅滞なく所定の 一時帰国届をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の規定により、海外研究員から前項の届け出が提出されたときには、当該海外研究 員が所属する教授会等の議を経て、その届け出の諾否について決定し、その結果を当該海外研究員 へ通知する。

(派遣の取消し)

第16条 学長は、海外研究員が当初の派遣目的を達成することが不可能であると判断したとき、又は その派遣を継続することが適当でないと認められる事由が生じたときには、当該海外研究員が所属 する教授会等の議を経て、その派遣を取り消すことができる。

第6章 海外研究員の義務

(義務)

第17条 海外研究員は、派遣期間終了後、原則として第19条第3項に定める研究成果の公表又は公刊する年度の末日まで専任教員として在職し、その研究の成果をもって本学における研究及び教育に寄与するよう努めなければならない。この場合において、研究成果の公表又は公刊の日が派遣期間終了の日と同一年度に属するときは、この条の「年度の末日まで」とあるのは「次の年度の末日まで」と読み替えるものとする。

2 学長は、前項本文に定める在職期間に関する義務を履行しない専任教員について、その理由が本 人の健康障害による就業不能又は本人の死亡による退職以外のものであるときには、その研究費の 返還を求めることができる。

(兼職の禁止)

第18条 海外研究員は、派遣期間中は研究員としての職務に専念し、原則として他の職を兼ねてはならない。ただし、大東文化大学教員の兼業に関する規程第3条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号に規定する兼業にかかる業務について、教授会等の議を経て学長の許可を得た場合は、その限りではない。

(帰国後の報告)

- 第19条 海外研究員は、派遣期間終了後1か月以内に所定の報告書類(帰国届、研究経過報告書及び収支計算書を含むものとする。)を研究推進室に提出し、派遣期間中の活動概要や派遣期間終了の旨等について、教授会等の議を経て、学長へ報告しなければならない。報告書類のうち、帰国届、研究経過報告書及び収支計算書については教授会等の議を経るものとし、それら以外の書類については教授会等の議を経ずに研究推進室経由で学長に提出できるものとする。
- 2 学長は、教授会等の議を経た書類を研究推進室より受け取るものとする。
- 3 学長は、第1項の報告を受けた後に、前項の書類を理事長へ提出しなければならない。
- 4 海外研究員は、派遣期間終了後1年以内に、研究成果に基づく論文を学術誌に公表又は学術書を 公刊し、学長へ提出しなければならない。
- 5 学長は、海外研究員が正当な理由なく、前項に定める公表・公刊を行わなかった場合には、研究 費の全額又はその一部の返還を求めることができる。

第7章 雑則

(事務)

第20条 この規則に定める海外研究員の派遣に関する事務は、教授会等に係るものについてはそれぞ れ所管する事務室が、それ以外のものについては研究推進室が掌理する。

(臨機の処置)

第21条 この規則に定めのない事項については、学長がこれを処理する。

(規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(専任教育職員海外派遣規則等の廃止)

2 この規則の施行に伴い、大東文化大学専任教育職員海外派遣規則(昭和51年3月24日制定)及び 大東文化大学専任教育職員海外派遣規則施行細則(昭和51年3月24日制定)は、平成30年3月31日 をもって廃止する。

附 則 (平成31年2月27日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月28日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。